

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う対応について

令和5年5月10日

公益社団法人宮城県建設センター

5月8日に新型コロナウイルス感染症法の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行され、これからは自主的な感染症対策が求められています。

当センターにおきましては、今後も感染拡大が生じうることを想定し、当センターが主催の研修会・講習会について、当分の間、下記のような感染対策を講じることといたしましたので、ご協力願います。

記

当センターの感染対策についての考え方



1 研修会場等での感染対策

(1) 消毒及び「三つの密」の回避

- イ 会場の出入口等にアルコール消毒液を設置する。
- ロ 会場内は適宜換気を行い、窓が開放できない場合、空調等で室内換気を行う。
(空気清浄機がある場合は、設置する。)

(2) 人と人との距離の確保の推奨

会場の収容人数等に余裕を持った受講人数とし、受講者名簿等により座席を指定する。

2 受講者の感染対策

- (1) マスクの着用は個人の判断に委ねるが、演習・グループ討議等の場合や新型コロナウイルス感染症発症後10日間はマスクの着用を推奨する。
- (2) 手洗い、消毒及び会場に設置している検温機による体調管理を推奨する。
- (3) 会場内は換気を行う場合があるので、温度調整をしやすい服装が望ましい。

3 開催の実施、中止等の判断

流行期など、社会情勢によって、急遽中止の判断をする場合、開催予定日の1週間前までに関係機関と協議の上、実施の是非を判断し決定し次第、ホームページやメール等で周知するほか、連絡する。